



# 産業医のための よくわかる作業環境測定

公益社団法人日本作業環境測定協会



# INDEX

1. 産業医の役割	2
2. 労働衛生管理の対象と健康障害予防措置の関係	4
3. 作業環境管理と健康管理の考え方	6
4. 作業環境管理に対する考え方	7
5. 作業環境測定を定期的に行う必要性	7
6. 作業環境測定の実施	8
7. 作業環境測定の実施から評価まで	10
8. 作業環境測定結果の評価に基づいて行う事業者の措置	12
9. 作業環境測定結果報告書(モデル様式)の見方	13
10. 測定結果報告書の流れ	22
11. 騒音作業場の作業環境測定	23
12. 測定対象の種類別管理区分の推移	26
13. 作業環境測定の特例許可制度とは	27
14. 局所排気装置の稼働の特例許可の申請手続	28
15. 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置以外の発散防止抑制措置による特例許可申請手続	29
16. 労働安全衛生マネジメントシステム	30
17. 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)と役割分担	32
18. 化学物質リスクアセスメント指針	33
19. 作業環境測定士資格取得の流れ	34

# 1. 産業医の役割

## (1) 次の事項に関することで医学に関する専門的知識を必要とするものを担当

- ◎健康診断および面接指導等の実施ならびに  
これらの結果に基づく労働者の健康保持のための措置
- ◎ストレスチェックおよび面接指導等の実施ならびに  
これらの結果に基づく労働者の健康保持のための措置
- ◎作業環境管理
- ◎作業の管理
- ◎労働者の健康管理
- ◎健康教育・健康相談・健康の保持増進
- ◎労働衛生教育
- ◎労働者の健康障害の原因調査および再発防止措置

(安衛則第14条)

## (2) 職場巡視、職場衛生診断

(安衛則第15条)

少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。  
なお、衛生管理者による職場巡視の結果等の情報が毎月提供される場合には、2か月に1回以上とすることができます。

## (3) 衛生委員会または安全衛生委員会への参加

(安衛法第18条、19条)

## (4) 健康診断の結果についての意見陳述

(安衛法第66条の4)

## 1.1 労働安全衛生法第3条「事業者等の責務」

「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するように努めなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようしなければならない。」としています。

## 1.2 事業者が産業医に行わせるよう定めている事項

労働安全衛生規則の第14条第1項(P.2の1.(1))に8つの項目について規定しています。すなわち、前頁に掲げる医学的専門知識を必要とする事項であるとしています。

## 1.3 産業医の定期巡視

労働安全衛生規則の第15条では「産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」としています。

## 1.4 事業者に指名された産業医は、労働安全衛生法第18条の衛生委員会または第19条の安全衛生委員会の委員となる

- ① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること、
- ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること、
- ③ 労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係るものに関すること、
- ④ ①～③に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項についての調査審議に参加することになっています。作業環境測定の結果および評価ならびに結果に対する対策の樹立に関することも含まれます。

## 1.5 労働安全衛生法第66条の4による健康診断結果についての事業者からの意見聴取

「事業者は、第66条第1項から第4項まで若しくは第5項ただし書又は第66条の2の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。」としており、産業医は事業者から意見を求められた場合には意見を述べる必要があります。

## 1.6 労働安全衛生法第13条は産業医についての基本規定

- ① 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。
- ② 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- ③ 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- ④ 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。としています。